

紀の川

ひととまちをつなぐ

広報

パートナーからの暴力。身体の傷は消えても、心の傷はなかなか消えません。

特集 あなたが悪いんじゃない
DV パートナーからの暴力

今月の情報ワイド

軽自動車税のあれこれ／国保税と後期高齢者医療保険料の年金天引き
もっと知って、裁判員制度／市の財政計画／報告 市政懇談会

12
2008

あなたが悪いんじゃない

ドメスティック・バイオレンス DV パートナーからの暴力

「既婚女性の4人に1人は、夫から身体的暴力を受けたことがある」という調査結果があります。(男女間における暴力に関する調査)平成18年4月公表 内閣府

支え合うパートナーであるべき夫婦や恋人の間で行われる一方的な暴力や脅迫。あなたが自身でなくても、あなたの子ども、家族、友人、職場の同僚、隣人など、誰もがDVの被害者や加害者になる可能性があります。DVは決して特別なことではありません。

多くの女性が被害を受けています

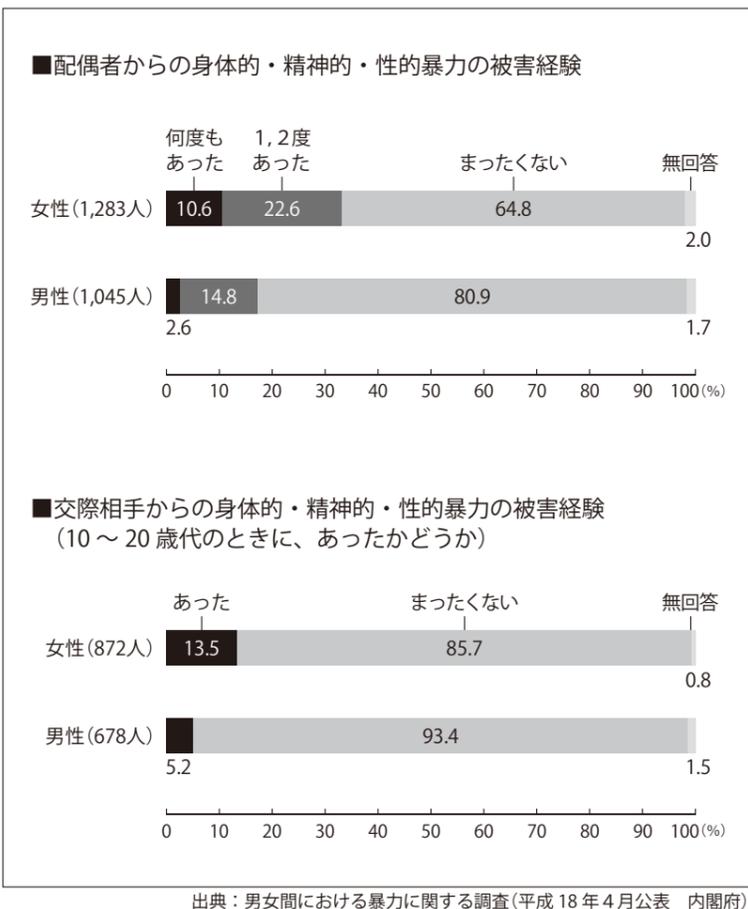
DV(ドメスティック・バイオレンス)は、「配偶者などからの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と法律で定められています。

女性から男性への暴力もあります。多くの場合、被害者は女性です。「プレイベートな問題」、「犬も食わない夫婦ゲンカ」などと片付けられたり、「それくらい我慢しなさい。あなたも悪いんじゃないの?」と言われたりした人もいます。でもちょっと考えてみてください。他人に暴力をふるうと罪になるのに、夫婦間の暴力は罪にならない、そんな道理はどこにもありません。

「殴る、ける」だけが暴力ではありません

暴力には、身体的なもの以外にも、精神的・性的・経済的・社会的暴力があります(上図参照)。

殴る・けるなどの身体的暴力は、最も被害が大きい暴力だと思いがちです。しかし、目に見えない精神的



暴力の方が、長期の深刻なダメージを受けることもあります。DVは、これらの暴力がいくつも重なり合っ

相談件数は5年前の約2倍

警察庁によると、配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成19年度で62,078件

ありました。5年前の平成14年度の35,943件に比べて2倍近くに増えていきます。

この数字は、おそらく氷山の一角でしょう。また、最近になって急にDVが増えた訳でなく、これまで分からなかったものが分かってきているだけだと考えられます。

しかし、相談件数が増えているのは事実です。それだけDVについての関心が高まっています。

経済的暴力

外へ仕事に行かせない/借金を負わせる/収入や財産について知らせない/相手の預金を勝手に使う など

社会的暴力

親や兄弟、友人との付き合いを禁止する/外出を制限する/手紙を勝手に開封する/行動や自由を制限する など

暴力の種類

DVは主に5つに分類されます。

身体的暴力

殴る/ける/突き飛ばす/物を投げつける/タバコの火を押し付ける/首をしめる/刃物で脅す/髪を引っ張る など

性的暴力

見たくないのに、アダルトビデオや雑誌を見せる/おどしや暴力で性的行為を強要する/避妊に非協力的 など

精神的暴力

人格を無視するような暴言をあげせる/無視する/大切にしているものを壊す/家族などに危害を加えると脅す など

デートDVの実態

DVを長年受けている人は、それをDVだと認識していなかったり、どうしようもない問題だとあきらめたりしている場合があります。

DVは、「緊張形成期↓爆発期↓開放期」を繰り返しながら徐々にエスカレートしていきます。初めはちょっとした愛情表現のように見え

たものが、最終的には傷害事件に発展することもあります。

夫婦以外の男女間で起こるDVは、年齢を問わずデートDVと呼ばれることがあります。監禁や殺傷などの痛ましい事件に発展して、私たちの目に触れることも少なくありません。



デートDVでは、携帯電話による「行動を逐一報告させられる」「メールをすぐに返さないと怒られる」「異性のアドレスを消すように言われる」などの束縛や干渉が多い。

■あるデートDV被害者(20歳代の女性)の一例

彼とは大学に入ってから知り合い、交際を始めた。彼のDVは、私を監視することから始まった。外出先で携帯電話に何度も何度も着信があり、居場所や一緒にいる人の報告を求められた。すぐに電話に出なかったりメールの返信が遅れたりすると、彼の機嫌は悪くなり、後で暴力をふるわれた。

暴力はだんだんとエスカレートし、首を絞められたりナイフをつきつけられたりすることもあった。化粧やマスクで傷を隠しながら学校へ行ったことも2,3度ではない。大学の相談室へ何回か相談に行ったこともあったが、彼のことが好きだという気持ちが強くて別れられず、また彼の元へと戻ってしまった。

彼の監視がきついで外出もあまりできず、交友関係も狭くなり、実家へ帰る回数も減った。友達が心配して声を掛けてくれて、「私は彼に守られている。監視されたり殴られたりするのは、私のことが心配でやってくれている」「彼の言うことを聞いていると、もっと私のことを好きになってくれる」と考えて、彼の行為が暴力だとは思わなかった。

今から考えると、洗脳されてしまっていたのだと思う。私の中で、「束縛=愛」だという価値観が生まれていた。「好きだから、愛しているから彼は暴力をふるうのだ」と思っていた。

その後、私の様子がおかしいと気付いてくれた両親のおかげでこの状況から開放されたが、当時のことを思い出してみても、「おかしくなっていた」「自分を失っていた」としか思えない。どうしてあの状況から抜け出せなかったんだろう。私が変われば、彼も変わってくれるのではないかという間違った思いがあったのだと思う。デートDVを受けて自分を失う、その状況に陥ることが一番怖いと思う。

※これは市内で起こった事例ではありません。また、事実をもとにしていますが、プライバシーに配慮して細部を改編しています。

高校生の娘を持つAさんは、「娘の様子がおかしかった」と振り返ります。

「彼からメールが来ると、何を聞いてもすぐに返事をするようになったんです。しかも正座して。彼の家に行く回数が増えたようでしたし、みるみる痩せていったんです。友人との付き合いも減っていきまして」
変に思ったAさんが「そのつきあいはおかしいんじゃないの?」と言っても、娘はあいまいな返事をするばかりだったそうです。
「後で分かったことですが、その

和歌山県立医科大学保健看護学部教授・医学博士
柳川敏彦さん

親のDVの目撃も心理的な虐待です。DV家庭で育つ子どもたちのSOSを見逃さず、まわりの人や行政が子どもの心身の安全を確保し、親子の強い絆を作れるように働きかけることが大切です。

子どもへの影響

11月9日、打田生涯学習センターで、小児科医の柳川敏彦さんを講師に、講演会「DVと虐待」が開催されました。柳川さんは、自分の体験や具体的事例を示しながら講演。健全な親子関係を築くことの大切さを訴えました。

そして、その子どもが大人になつて結婚すると、自身がDVの加害者や被害者になつてしま

い、さらに自分の子どもへの虐待につながっていくといわれています。

そのため、暴力の世代間連鎖は、できるだけ早く気付き、断ち切る必要があります。

子どもへの接し方や教育方針の違いがきっかけでDVが起こる場合、子どもは、「こんなことになつたのは自分が悪かったからだ」と考えます。そして、罪悪感が強まり、自尊心が育ちません。

また、DVの被害者は育児への自信を喪失し、自分をダメな親だと思つてしまいがちです。そんな親の姿を見た子どもは、「自分を守ってくれない」と感じたり「頼りにできない」と感じたりしてあきらめの気持ちが出てきます。だから、親子関係も不安定な状況になつてしまいます。

問題を解決するために最も大切なのは、周囲の社会環境が子どもたちを支援することです。

「親が自分を守ってくれるんだ」と子どもたちが感じられる体制を作ることで、それが親子関係の健全な状況につながります。

ころ娘は、①彼に暴力をふるわれる
↓②別れようとするが、すぐに気持ち揺らぎ、私にも悪いところがあったのだからもうちょっと我慢してみよう↓①暴力をふるわれる↓:を何度も繰り返していたんです。」
結局、双方の両親が話し合い、彼とは別れることができたそうですが、本人はそれが異常なことだとなかなか気づかなかつたそうです。
なぜここまで大ごとになる前に別れられなかったのでしょうか。それだけ、デートDVの被害者が支配関係になっている恋人との関係を自分の力だけで解決するのは、難しいことなのです。

被害の実態調査で、デートDVの被害者の多くが10〜20歳代だということが明らかになっています。そして、その被害者のうちの47%は誰にも相談せず、45%は友人や知人に相談しています。

同世代の友人が、「やきもちを愛されている証拠」などと助言することが被害の拡大を招くおそれもあります。また、「暴力をふるったり支配したりするのは相手を愛しているから」という間違つた考えもあるのかもしれない。



被害者の支援をめざして

紀の川市と岩出市で活動しているDV被害者支援の民間ボランティア団体「マーミング」。

県主催のDV被害者支援ボランティア養成講座で、「DVは他人事ではない。もっとDVについて学ぶ必要がある」ということに共感した8人のメンバーで平成19年1月に発足しました。

被害者からの相談を受ける体制を

整えるため、DV関係の講座を受講・開催したり、加害者から身を守るための法律を学んだりして経験を重ねています。

「加害者にも被害者にもならないためには、DVについての正しい情報・知識を知ってもらうことが大切です。そのため、私たちはDVの予防に向けた啓発活動も行っています」と代表の松浦さんは話します。

マーミング主催の講座を聞いて、「命にかかわる暴力をうけるだけがDVではない。相手の顔色を伺いながら生活するのも一種の精神的DV」と知り、目からうろこが落ちたと話す人もいたそうです。

DVの被害者も加害者も、「もっと早くからDVの知識があればよかった」と思うことが多いと聞きます。

現状はすぐに変わらないかも知れませんが、DVについて正しい情報を得ることで、今までは違う視点から自分の体験を見直すことができ

るのではないのでしょうか。そして、それは自分の身を守ることにつながります。

「これって、もしかしてDV？」と悩んだときや、「専門機関へ相談するほどのことじゃないんだけど、ちょっと聞いて欲しい」というときでも、気軽に相談できる場にした」と話す松浦さん。

自分らしく生きるためのコミュニケーションの大切さを伝え、一人ひとりが成長していける支援活動を目指しています。



「マーミング」という名前には、「悩みを打ち明けることができる場所で、1人ひとりのネットワークの輪を広げる」という意味も込められている。メンバーは月に2回、4時間ほどの勉強会を開き、自分たちが活動を通じて感じたことを話し合う。最近、DVに関する世間の関心が高まってきたと感じている。

あなたが悪いんじゃない

「あなたも悪いんじゃないの？」では何も解決しません。

「暴力をふるわれるほうにも問題があるのでは？」

このように考える人もいるかもしれませんが、「逆」では逆に、暴力をふるってもよい「問題」とは、一体どんな「問題」なのでしょう。

DVは、暴力という行為が悪いという立場から見ないと話がぼやけます。どんな理由があるにせよ、悪いのは暴力をふるった加害者です。

加害者更生の難しさ

なかには一方的に悪いと言われても、なかなか納得しない加害者がいるのも事実です。そのため、あるケースが離婚などにより解決したとしても、加害者の価値観や考え方が変わらない限り、別の被害者が生まれる可能性があります。

長年暴力で支配してきた加害者の

価値観や考え方をすぐに変えるのは大変難しいことです。そして、加害者側の相談窓口がほとんどなく、加害行為をしている人を救うシステムの整備が遅れているのが現状です。そのため、DV防止に向け、社会全体で暴力に対して否定的な考えを共有していかなくてはなりません。

取り返しがつかなくなる前に迷わず相談してください

もしあなたが暴力を受けたり気になったりすることがあれば、ささいなことでも迷わずに相談してください。相談は誰でもできます。また、秘密は厳守します。

暴力の事実を第三者に知ってもらうことはとても大切なことです。DVはこの家庭でも起こる可能性があります。相談することは決してずかしいことではありません。

取材先で、ある施設の相談員がこ

のように言っていました。

「暴力から逃げることでできるということ、色々な選択肢があるということ、そしてそれをお手伝いする組織や施設があるということを知って欲しい。被害者を守る仕組みはあるんです。今の現状に我慢してどどまることはないのです。」

あなたが悪いんじゃない。もし、あなたがDVで悩んでいるなら相談に行ってください。それがDVの問題を解決するための第一歩です。

「暴力をなくす」ということを、加害者、被害者が互いに考え、みんなが「暴力は認めない」という認識を強めなければ、DVの問題はなくなるのではないのでしょうか。

DVに関する相談窓口の一覧

■緊急の場合は110番
または岩出警察署 Tel 63・0110

■和歌山県男女共生社会推進センター“りいぶる”
Tel 073・435・5246

○面接相談は、月～土曜日午前9時～午後5時30分
※電話予約が必要です

○電話相談は午後8時30分まで

○女性弁護士による相談

とき…12月18日(木)、22日(月)、1月7日(水)

※電話予約が必要です

■和歌山県女性相談所

Tel 073・445・0793

○電話相談は、毎日午前9時～午後9時30分

○面接相談は、平日午前9時～午後5時45分

※電話予約が必要です

■那賀振興局保健福祉課 Tel 61・0021

■市役所社会福祉課 Tel 75・3111

※相談内容により適切な相談機関を紹介します

個別

特定健康診査 ヘルスアップ健診 各種がん検診 を申し込んだ人へ

1月末までに 検診を受けてください。

平成20年度の個別健診実施期間は、1月末日までです。

受診票を持っている人は、お早めに医療機関で受診してください。

※受診票をもっていないけれども各検診を希望する人は、健康推進課まで連絡ください。

1月の母子保健行事

※対象児には、個別通知します

- 4か月児健康診査
平成20年9月生まれ対象
1月14日(水)・28日(水)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 7か月児健康診査
平成20年6月生まれ対象
1月13日(火)・27日(火)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 10か月児健康相談
平成20年2月生まれ対象
1月20日(火)・21日(水)の午前
受付は午前9時～9時30分
- 1歳8か月児健康診査
平成19年4月生まれ対象
1月16日(金)・30日(金)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 2歳6か月児健康相談
平成18年6月生まれ対象
1月22日(木)・23日(金)の午前
受付は午前9時～9時30分
- 3歳8か月児健康診査
平成17年4月生まれ対象
1月15日(木)・29日(木)の午後
受付は午後1時～1時30分

第5回ふるふる健康教室

申し込み不要

健康講話とウォーキング みんな元気にメタボ予防

と き:12月11日(木)午後1時30分～3時(受付1時15分～)

ところ:粉河ふるさとセンター2階 視聴覚室

内容(第1回～第4回の健康教室と同じ内容です)

- ①医師による健康講話「メタボリックシンドロームの病態について」
- ②健康運動指導士による正しいウォーキングの仕方と1キロ程度の体験ウォーキング

持ち物:お茶か水、特定健診を受けた人は検査結果

運動できる服装で参加してください。

第4回ふるふる運動教室

申し込みが必要です

5000歩運動

健康運動指導士が、安全で効果的な運動を指導します。

と き:12月15日(月)午後1時30分～3時(受付1時15分～)

ところ:桃山保健福祉センター2階 ピーチホール

持ち物:タオル、お茶か水

運動できる服装(ベルト不可)で参加ください。

申し込み:電話で健康推進課へ申し込み(先着40人)

受付期間:12月1日(月)～12日(金)

第3回ふるふる栄養教室

申し込みが必要です

ところ:粉河ふるさとセンター1階 調理室

日程と内容(第1回、第2回の栄養教室と同じ内容です)

- ①1月16日(金)メタボリック予防食の講話と試食
- ②2月4日(水)メタボリック予防食の調理実習
- ③2月13日(金)バイキングの実践(食事バランスの確認)

申し込み:電話で健康推進課へ申し込み(先着20人)

受付期間:12月1日(月)～19日(金)

12月5日～1月の献血日程

12/10 (水)	デュプロ精工株式会社	10:00～11:30
	市役所粉河分庁舎	13:00～16:30
12/15 (月)	株式会社デュプロ 和歌山事業所	11:30～13:00
	市役所那賀分庁舎	14:30～16:00
1/20 (火)	市役所桃山分庁舎	10:00～12:00
	和歌山県農協連合会桃山食品工場	13:30～16:00

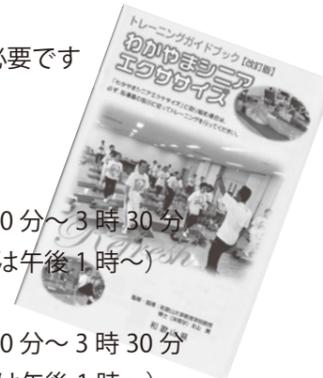
紀の川はつらつ教室で運動機能の向上を

「紀の川はつらつ教室」を開催します

県下全域で取り組まれている運動器の機能向上プログラム「わかやまシニアエクササイズ」に基づき、筋力トレーニング(ストレッチ、ステップ台・イスを使用した運動、体力測定など)を行います。週1回のトレーニングに加え、自宅でもトレーニングを行います。

■対象…市の「生活機能評価(介護予防健診)」を受け、運動機能の「特定高齢者」と判定された人、または介護予防に関心がある65歳以上の人で、全12回の日程に参加できる人

※かかりつけ医師による運動可否の確認が必要です



■とき・ところ

◎粉河地区

とき…1月～3月の毎週水曜日 午後1時30分～3時30分

ところ…粉河保健センター (受け付けは午後1時～)

◎那賀地区

とき…1月～3月の毎週木曜日 午後1時30分～3時30分

ところ…那賀支所3階会議室 (受け付けは午後1時～)

◎桃山地区

とき…1月～3月の毎週火曜日 午後1時30分～3時30分

ところ…桃山会館大会議室 (受け付けは午後1時～)

■定員…各教室とも先着15人

■申し込み…12月19日(金)までに、電話かファックスで申し込み

【申し込み・問い合わせ】高齢介護課介護予防係(Tel.75・5314/Fax75・5399)

休日歯科当番 (診療時間:午前10時～午後4時)

電話がつかない場合は、那賀消防組合(Tel.61・0119)へ。

12/7 (日) 清瀧歯科医院(Tel.77・6161)	1/1 (木) 中前歯科医院(Tel.63・1771)
14 (日) 中西歯科医院(Tel.64・7234)	1 (木) 中西歯科医院(Tel.78・2233)
21 (日) たかぎ歯科医院(Tel.63・0416)	2 (金) 中嶋歯科医院(Tel.63・1020)
23 (火) 山本歯科(Tel.73・6369)	2 (金) 吉村歯科医院(Tel.64・8111)
28 (日) 佐野歯科医院(Tel.77・0170)	3 (土) えのき歯科(Tel.63・3763)
29 (月) はぎはら歯科(Tel.64・8850)	3 (土) 安村歯科医院(Tel.75・2202)
30 (火) 水崎歯科医院(Tel.62・9898)	4 (日) 青木歯科医院(Tel.61・0889)
30 (火) 谷口歯科医院(Tel.75・4467)	
31 (水) 和歯科医院(Tel.69・0118)	
31 (水) 北村歯科医院(Tel.64・2194)	

介護予防教室

65歳以上の人を対象に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔ケア・閉じこもり予防などをテーマに開催しています。動きやすい服装で参加ください。

■いきいき元気塾

テーマ:『地域の中で健康に生きる』

とき:12月10日(水)

午後1時～3時

ところ:那賀保健福祉センター2階 多目的ホール

申し込みが必要です。前日までに栄寿苑居宅介護センターに申し込みください。

【問い合わせ】栄寿苑居宅介護センター(Tel.75・6888)、高齢介護課介護予防係(Tel.75・5314)



戸根トラエさんは明治33年生まれの108歳。和歌山県内で1番のご長寿です。長寿の秘けつを伺うと「なんもないなあ」。でも、むちゃな食べ方はしない、と教えてくれました。いつまでもお元気でいてください。

子どもが夜中や日曜日に急に熱を出した。そんなときの相談先

●夜間の小児医療電話相談
Tel # 8000または Tel 073・431・8000
とき…毎日午後7時～11時

●夜間・休日の病院案内(24時間)
Tel 073・426・1199 県救急医療情報センター
Tel 61・1791 那賀消防組合

●那賀休日急患診療所
Tel 77・6410
とき…日曜・祝日・年末年始の午前9時～午後5時



11月6日 赤ちゃん広場

今月の赤ちゃん広場・子育て教室

申し込みは不要です。気軽に参加ください。ジュース・おやつ・おもちゃは持ってこないでください。親子とも、動きやすい服装で参加ください。

- 0歳児
12月11日(木) 赤ちゃん広場 那賀子育て支援センター
12月12日(金) 赤ちゃん広場 桃山保健福祉センター
※時間は午前10時～11時30分です。
※母子手帳を持ってきてください。
- 1歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)
12月3日(水) ちゅうりっぷ組(粉河・那賀) 那賀子育て支援センター
(クリスマス会「三角ぼうしを作ろう」
名札、製作セット、製作用リボン、飾りを持参)
12月9日(火) ひよこ組(桃山) 桃山保健福祉センター
(リズム遊び・クリスマス製作 名札、製作セットを持参)
12月16日(火) いちご組(貴志川) 貴志川保健福祉センター
(クリスマス会(コーラス・製作) 名札、製作セットを持参)
12月18日(木) にじ組(打田) 本庁南別館1階集団トレーニング室
(リズム遊び・クリスマス製作 名札、製作セットを持参)
※時間は午前9時30分～11時30分(受付午前9時15分～)
- 2歳児(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)
12月5日(金) すみれ組(粉河・那賀) 那賀子育て支援センター
(クリスマス会「三角ぼうしを作ろう」
名札、製作セット、製作用リボン、飾りを持参)
12月10日(水) うさぎ組(桃山) 桃山保健福祉センター
(リズム遊び・クリスマス製作 名札、製作セットを持参)
12月17日(水) みかん組(貴志川) 貴志川保健福祉センター
(クリスマス会(コーラス・製作) 名札、製作セットを持参)
12月19日(金) そら組(打田) 本庁南別館1階集団トレーニング室
(リズム遊び・クリスマス製作 名札、製作セットを持参)
※時間は午前9時30分～11時30分(受付午前9時15分～)

学童保育(学童クラブ)の入所受付 申し込み期間は12月8日～22日

就労などのために保護者が昼間家庭にいない低学年児童に、遊びや生活の場を提供して児童の健全育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

- 活動内容…指導員のもと、健全育成のための生活指導などを行います。
- 保育時間…平日の放課後～午後6時30分
土曜日、長期休暇中の午前8時～午後6時30分
※保育時間・休業日は児童クラブによって多少異なります。
- 対象児童…小学校低学年(1～3年生) ※定員に余裕があれば、4～6年生も入所可能。
- 利用料…未定(参考 20年度は8,000円/月額)
次の場合は減額になる場合があります。
①同一世帯から2人以上利用の場合
②ひとり親世帯
※利用料のほかにおやつ代、傷害保険代などが必要です。
- 申し込み期間…12月8日(月)～12月22日(月)
※20年度に入所している児童が継続して入所を希望する場合も申し込みが必要です。
- 申し込み方法…各学童クラブに申し込み用紙を置いています。必要事項を記入し、入所を希望する学童クラブに提出してください。
※定員を超えた場合は入所できない場合があります。子育て支援課で書類審査し、1月下旬に保護者あてに通知します。
※丸栖小学校区の学童クラブを平成21年4月に開所予定です。詳しくは子育て支援課まで問い合わせください。
- 各児童クラブの所在地と連絡先
太陽の子(田中小学校 Tel 77・0367)
てのひら(池田小学校 Tel 77・5177)
粉河アットホームクラブ(粉河小学校 Tel 73・2282)
チャレンジ児童クラブ(名手小学校 Tel 75・5206)
ももやま放課後児童クラブ(桃山会館内 Tel 66・3399)
あらかわ放課後児童クラブ(安楽川小学校 Tel 66・3234)
こどもくらぶ(貴志川町上野山 146 Tel 64・1102)
ほたるっこ(東貴志小学校 Tel 64・8840)
西貴志こどもくらぶ(西貴志コミュニティセンター内 Tel 65・2215)
※小学校名記載の場合は学校敷地内に設置

1月の子育て行事

- 1歳児
1月13日(火) ひよこ組
1月20日(火) いちご組
1月22日(木) にじ組
1月28日(水) ちゅうりっぷ組
- 2歳児
1月15日(木) うさぎ組
1月21日(水) みかん組
1月23日(金) そら組
1月30日(金) すみれ組

●軽自動車税のあれこれ

【問い合わせ】

市民税課 (Tel 77・2511)、近畿運輸局和歌山陸運支局 (Tel 050・5540・2065)、軽自動車検査協会和歌山事務所 (Tel 073・433・4655)

■原動機付自転車のナンバープレートを引き継いで、名義変更できます (来年1月5日)

現在、原動機付自転車などの名義変更をする際には、新規にナンバープレートを交付しそのナンバーで登録をしていますが、1月5日から、ナンバープレートを変更せずに名義変更前に使用していたナンバープレートでナンバー登録を行えるようになります。

古いナンバープレートを変更せずにそのまま引き継いで登録するか、新しいナンバープレートで登録するかは自由に選択出来ます。※紀の川市以外の市町村のナンバープレートは、名義変更の際に引き継ぐことが出来ません。

■軽自動車、課税のしくみ

軽自動車税は、原動機付自転車・

小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車 (以下、総称して軽自動車とします) の所有者にかかる税金です。登録地の市町村が課税します。軽自動車は、定置場 (決まった置き場) のある市町村に登録します。登録手続きの場所は、軽自動車の種類によって違います。

■手続きの場所

●排気量が125cc以下の原付、小型特殊自動車 (農耕用を含む)、ミニカーは市役所で登録します。下の表を参照ください。

●排気量125ccを超える二輪車は近畿運輸局和歌山陸運支局で登録します。
●三輪と四輪の軽自動車は軽自動車検査協会和歌山事務所で登録します。

■4月1日現在で課税

■こんなときは手続きが必要です

125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車 (農耕用を含む)、ミニカーについて、こんなときは市役所で手続きをしてください。

手続きの際には、**印鑑と身分証明書が必要です。** (代理人の場合は、**代理人の印鑑と身分証明書**)

●販売店から購入した場合 (15日以内に届け出てください) 手続きに必要なもの…所有者の印鑑、販売証明書 (販売店の所在地・名称・所有者の住所・氏名の記載と販売店の捺印があるもの)
●他人から譲り受けたとき (15日以内に届け出てください) ナンバープレートを付けたまま譲り受けた場合 必要なもの…譲り受けた人の印鑑、譲った人の印鑑、標識交付証明書 ナンバープレートを返却済みの場合 必要なもの…譲り受けた人の印鑑、廃車証明書または譲渡証明書と石刷り
●転入したとき (15日以内に届け出てください) 手続きに必要なもの…所有者の印鑑、ナンバープレート (返却済みのときは廃車証明書または譲渡証明書と石刷り)
●廃棄・転出・市外の人に譲渡するとき (30日以内に届け出てください) 手続きに必要なもの…所有者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
●ナンバープレートを失ったとき・盗難にあったとき (30日以内に届け出てください) 手続きに必要なもの…所有者の印鑑、標識交付証明書、盗難届出の受理番号または盗難届出証明書 (盗難の場合)
原動機付自転車などの手続き場所は 市民税課 (本庁)・各支所の市民生活係・鞆刈出張所

毎年4月1日現在の持ち主として登録されている人にかかります。ですから、実際の持ち主が変わっていても、届け出が済んでいないと前の持ち主に税金がかかります。持ち主が変わったときは、15日以内に届け出てください。また、乗らなくなった軽自動車は廃車の手続きを済ませてください。なお、自動車税は年度の途中で廃車すると残りの月数分の税金が還付 (税金が返ってくる) しますが、軽自動車税にはその制度はありません。

●国保税と後期高齢者医療保険料の年金天引き

【問い合わせ】国保年金課 (Tel 77・2511 本庁)

国保税 後期高齢者医療

■後期高齢者医療保険料の年金天引き (75歳以上の人)

●年金天引きの対象者
担保分を除いて年間18万円以上の年金を受給していて、後期高齢者医療の保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えない人が年金天引きの対象です。

国保税と同様、まず4月・6月・8月に3回仮徴収をして、残りの金額を10月・12月・2月で本徴収します。

●4・6・8月に仮徴収できる人
対象者のうち、仮徴収できるのは、①21年2月に年金からの天引きがあった人と②後期高齢者医療保険制度の開始から後、9月末までに新たに被保険者資格を取得した人に限られています。それぞれの1回あたりの仮徴収額は次のとおりで、対象者には、4月上旬に仮徴収の額を通知します。 (注1)

- ①21年2月に年金から保険料の天引きがあった人…2月と同じ金額を仮徴収
- ②9月末までに新たに被保険者資格を取得した人…19年中の所得をもとに計算した保険料額の6分の1の金額を仮徴収

●納付方法の変更
次の条件 (イ・ロ) のどちらかに当てはまる人は、年金からの天引きを中止し、口座振替での納付に変更できます。金融機関での手続きも必要です。まずは国保年金課に申し出てください。
イ. 国民健康保険税を滞納なく納付している人
ロ. 年金収入が180万円未満の人で連帯納付義務者 (世帯主か配偶者) がいる人

国民健康保険税 (以下、国保税) と後期高齢者医療保険料の平成21年度分の年金からの天引きの制度について、簡単に説明します。詳しく知りたい人は、国保年金課にお問い合わせください。

ことばの解説

右の本文中、※のついた言葉の説明をします。

※仮徴収…年度当初には、国保税の税額が決まっていないため、4・6・8月の年金からは、前年度の保険税額をもとに仮の額で天引きをします。そして、税額が決まった後、仮徴収した額を差し引いて10・12・2月の年金から天引き (本徴収) します。20年度の国保税から年金天引きをした世帯は、21年2月の天引き額で仮徴収します。21年度から新たに年金天引きの対象になる世帯は、20年度の年税額の6分の1の額を仮徴収します。

※年金天引きの対象になる人…次の①から③の条件を満たす人

- ①国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主 (擬制世帯主を除く)
- ②年金が年18万円以上ある (担保に供している場合を除く)
- ③介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1以下

注釈

注1…20年度は保険料額の軽減があったので、年金天引きの対象者でも、21年2月の天引きがない人が多いと考えられます。その場合は、仮徴収できないので、21年7月・8月・9月は納付書で納付、10月から再び年金天引きになります。

●もつと知って、裁判員制度

【問い合わせ】和歌山地方裁判所刑事訴訟廷裁判員制度係（TEL 073・428・9939）

■紀の川市で156人

これは、平成21年中（5月21日～12月31日）に行われる裁判の裁判員になる可能性がある人の数です。

156人に選ばれた場合、12月初旬までに最高裁判所から通知（裁判員候補者名簿への記載の通知）が届きます。この通知が届かなかった人は平成21年中に裁判員になることは、例外的な場合を除いて、ありません。

■『裁判員候補者名簿への記載の通知』が届いた人へ

この通知がきたからといって、必ず裁判員になるというものではありません。裁判員制度をよく理解し、不安を取り除くためにコールセンターが設けられています。コールセンターの電話番号は通知

のなかに書いています。分からないことは遠慮せずに、問い合わせてください。

簡単に裁判員制度の流れについて説明します。詳しく知りたい人は、和歌山地方裁判所刑事訴訟廷裁判員制度係へ問い合わせてください。

■裁判員制度とは

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加する制度です。選挙人名簿に載っている人（二十歳以上）なら、だれでも裁判員になる可能性があります。

※1 実際には裁判員になれない人もいます。国会議員、弁護士、警察官、自衛官などは裁判員になることはできません。

6人の裁判員と3人の裁判官（裁判官のうち1人は裁判長）が、刑事裁判^{※2}に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどん

な刑にするかを、9人で話し合つて決めます。

※2 裁判員裁判の対象になるのは、殺人や放火、誘拐などの重大犯罪です。ただし、組織犯罪などで、裁判員やその家族に危害が加えられるおそれがある場合は除きます。

■裁判はどうやって行われる？

裁判は、審理、評議、判決の3つに分けることができます。テレビドラマでよく見る裁判の場面での、被告人や弁護人と検察官とのやり取りがこの審理に当たります。起訴事実の確認や、証拠の取調べを行います。審理は公開の法廷で行います。裁判員は裁判官と審理に立ち会います。裁判官と同様に、被告人や証人に質問することができません。

評議では、審理の場で聞いた事実をもとに、有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするか裁判員と裁判官の9人で議論し決定します。評議は非公開で行い、誰がどんな意見を出したかは秘密にされます。裁判員には専門的な知識は必要ありません。それぞれ

■裁判員はどうやって選ばれる？

裁判員は、大きく3つの過程を経て選ばれます。

- ①裁判員候補者名簿に載る（和歌山県で2,400人、紀の川市で156人が市町村の選挙人名簿からくじで選ばれる。毎年候補者名簿は変わります）
- ②各事件ごとに裁判員候補者として呼び出しを受ける（1つの裁判につき50人～100人が裁判員候補者名簿からくじで選ばれる）
- ③裁判員になる（裁判当日の朝、裁判員候補者の中からくじで6人が選ばれる。同時に補充裁判員^{※3}が2人程度選ばれる）

※3 裁判員が急な事情で、裁判に出席できなくなったときに、代わりに裁判員を務める人。代わりを務めることがなくても、最後まで裁判に立ち会います

それぞれの過程で、裁判員を辞退する理由^{※4}がある場合はその旨を伝えることができます。

※4 70歳以上、学生、重い病気やけが、検察審査員（過去5年以内に務めたことがある）などにあてはまる場合は、裁判員になることを辞退できます。また、仕事の都合で辞退を希望する場合は、候補者が仕事を休むことで起こる影響を、総合的に判断し、裁判長が辞退を認めるかどうか決めます。



法廷では、裁判員は裁判官と同様、被告人に質問することもできます。しかし、専門的な知識は必要ありません。裁判員が法廷で見たこと聞いたことから、判断してどう感じるかを評議の場で発言します。

の裁判員がどう感じたかを自由に述べます。裁判員と裁判官が議論を尽くすことで結論を導き出します。

決定した判決を裁判長が宣告します。

紀の川市に住む人（紀の川市の選挙人名簿から選ばれた人）が裁判員となる可能性があるのは、和歌山地方裁判所で行われる裁判だけです。7割以上の裁判は、3日以内に終了します。

■裁判員に支払われる手当

裁判員の候補者になって、裁判当日の朝、裁判所に向いた人には、裁判員に選ばれなかった場合でも、8千円以内の日当と交通費が支払われます。裁判員になった人には、1日1万円以内の日当と交通費が支払われます。裁判所が家から遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合は、宿泊料も支払われます。

■裁判員制度がもたらすこと

裁判員制度によって裁判が一部の専門家だけの議論でなく、より一般常識を取り入れたものになります。そして裁判の制度がより社会に開かれたものになります。

■もつと知ってください、裁判員制度

「自分が裁判員に選ばれたらどうやって断ろうか」と考えていませんか。裁判員は確かに大変な役割かもしれませんが、しかし、裁判員になることは、裁判の仕組み、社会の仕組みについて、深く知るチャンスでもあります。社会の一員として、裁判員にも選ばれたときに、不安なくその役目を務められるよう、裁判員制度について、もつと知ってください。きつと知れば知るほど、不安は小さくなっていくはずですよ。

市立図書館で、裁判員制度に関するドラマのDVDを貸し出ししています。



法廷では、3人の裁判官が中央に、その両横に3人ずつの裁判員が、横一列に並んで座ります。

まちかど写真館
11月1日・2日紀の川市文化祭



市の財政計画

【問い合わせ】財政課(Tel. 77・2511)

昨年度、第1次長期総合計画を策定し、紀の川市の将来めざす方向性が確立しました。その計画の裏づけとして、将来にわたり安定した財政運営の確立をめざすために、紀の川市財政計画(20年度～27年度)を策定しました。

5つのまちが合併し、紀の川市が出発して3年が経ちました。厳しい財政事情のなか、合併特例債などの恩恵を受けながら、1年1年やりくりしています。しかし、長期的にみたとき、市の財政は大丈夫なのでしょうか。

「もしかすると何年後に破綻するなんていうことはない？」
財政計画は、こんな不安をなくし、健全にそして計画的に行政運営するための基礎となるものです。

1. 見通し このままでは…

これまでの3年間の決算値や、長期総合計画などの事業計画をもとに、27年度までの財政の見通しを立てました。その数値を簡略化したものが下の表です。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	市税や地方交付税などの収入	169 億円	170 億円	172 億円	174 億円	173 億円	174 億円	176 億円	176 億円
	地方債借入金	35 億円	43 億円	53 億円	39 億円	27 億円	38 億円	35 億円	32 億円
	その他の収入	89 億円	70 億円	79 億円	69 億円	59 億円	63 億円	66 億円	64 億円
合 計		293 億円	283 億円	304 億円	282 億円	259 億円	275 億円	277 億円	272 億円
歳出	人件費や扶助費、地方債の返済など義務的な経費	119 億円	120 億円	124 億円	127 億円	131 億円	132 億円	133 億円	135 億円
	建設事業など投資的な事業の経費	54 億円	56 億円	78 億円	54 億円	31 億円	50 億円	47 億円	41 億円
	その他の経費	118 億円	117 億円	106 億円	107 億円	105 億円	107 億円	108 億円	109 億円
合 計		291 億円	293 億円	308 億円	288 億円	267 億円	289 億円	288 億円	285 億円
収支(歳入－歳出)		2 億円	-10 億円	-4 億円	-6 億円	-8 億円	-14 億円	-11 億円	-13 億円
収入の不足を補うために取り崩す基金の残額		44 億円	34 億円	30 億円	24 億円	16 億円	2 億円	-9 億円	-22 億円

上の表では、家計でいう貯金にあたる財政調整基金を取り崩して、各年度の収支不足額を補っています。しかし、26年度には財政調整基金はなくなり9億5,800万円の単年度赤字が発生します。27年度の単年度赤字は12億6,600万円、この時点で、法で決められた早期健全化基準を上回ります。さらに地方交付税においても28年度からは、市町村合併経費として上乗せされていた部分が段階的に縮減されるため、赤字はもっと拡大することになります。

2. 方策 何とかしなければ…

今までどおりの行財政運営を続けていけば、紀の川市は大変な事態におちいります。では、どうやってこれを回避するか、収入と支出ごとにその方策を示します。

収入

- 市税収入の確保……○滞納繰越分の徴収額を増やすために、和歌山県地方税回収機構への移管を増やしたり、市独自の強制執行を強化します。
○すでに進出が予定されている企業や、企業用地造成事業を実施することによって、企業からの税収増を見込みます。
- 使用料・手数料の見直し……○他団体の状況も考慮したうえで、適正な負担となるよう、全面的な見直しを行います。
- その他収入の検討……○売却可能な資産の洗い出しを行い、売却を進めます。

支出

- 人件費の削減……○収支のバランスがとれなくなる見込みの22年度以降、委員報酬や職員の給料、手当の見直しを行います。
- 経常経費の削減と事務事業の見直し……○物件費・維持補修費など経常経費の縮減をさらに進め、同時に行政評価システムを構築して事務事業を見直します。
○新庁舎建設後の支所運営のあり方など全体的に検証し、維持管理経費などを縮小します。
- 投資的事業の見直し……○合併特例債で対応している事業で、28年度以降起債が充当できない事業は、段階的に予算を削減します。それ以外の事業も事業費を見直します。

3. 計画 健全化に向けて

健全な財政運営のために、上記の方策を実際の数値に置き換えた計画を表で示します。

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健全な財政を運営するために必要な金額		10億円	4億円	6億円	8億円	14億円	11億円	13億円
方策	収入分(市税収入の確保、使用料・手数料の見直しほか)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	2億円	2億円
	支出分(人件費の削減、事務事業・投資的事業の見直し)	2億円	3億円	3億円	4億円	4億円	5億円	5億円
方策を実施した後の不足額		7億円	—	2億円	3億円	9億円	4億円	6億円
収入の不足を補うために取り崩す基金の残額		36億円	36億円	34億円	31億円	22億円	18億円	12億円

合併に伴う最も大きな財政支援措置である合併特例債が活用できるのは27年度まで。それ以後の地方交付税交付額の縮小にも対応できるように、健全化計画を立てています。

「どうして市町村合併の道を選んだのか」という原点に立ち返り、抜本的な改革を行わなければ希望の持てるまちづくりはできません。行財政改革を進めるにあたっては、今までどおりの行政サービスができなくなることもできます。

幸いにも、19年度の決算では、国の示す早期健全化基準を大きく下回っています。しかし、紀の川市の未来のためには、今から手を打っておかなければならないのです。

左) 11/15 産業まつり、
巻き寿司の会場で
右) 11/13 貴志川高校
社会人講演会の後で



まちの話題

TOPICS



■お正月に家族と食べます 11/5

上名手小学校で JA の大植さん指導のもと、全校生徒 66 人が串柿作りに挑戦しました。今回の柿は、四ツ溝柿を使用しました。柿を両端に 2 個ずつ、その間に 6 個並べ計 10 個、串に刺します。「いつもニコニコ仲むつまじく、共に白髪の生えるまで」との意味があるそうです。はじめて体験した、渡邊にこちゃん(小1)は、「柿をむいて最後に串に刺すのがむずかしかったけど楽しかった」とうれしそうでした。



■和風ちぎり絵に癒される

桃山町元の片山佐知子さん、ちぎり絵との出会いは、10 年前、緑花センターでの体験教室です。ちぎり絵は、いろいろな種類の和紙をちぎり、筆などを使ってのりで貼り付けます。絵を制作する上で、和紙を小さく細くちぎるのが難しいそうです。「私にとって、ちぎり絵の魅力は、感じた季節を自分なりの表現が出来ること」と話す片山さん。絵を拝見して、和紙の持つ暖かさや水彩画のような透明感に癒されました。



■おいしいよ、柿入りのお寿司

産業まつりの会場で作られた 10 メートルのジャンボ巻き寿司。具材に加えられた地元産の柿が、ほどよい甘みを演出します。この巻き寿司、切り分けられた後、来場者たちが試食しました。巻き寿司体験コーナーを担当した生活研究グループの坂口富子会長に話を伺いました。「地元の食材を使ったアイデア料理として、毎年産業まつりで作っています。評判がよくて、試食分はすぐになくなりました」



■これからの社会を担う高校生へのメッセージ 11/13

貴志川高校で開催された社会人講演会。岩出ロータリークラブのメンバー 12 人が、それぞれの経験をもとに、1 年生を相手に講義を行いました。整形外科医の岡 正孝さんの講義を聞いた、南浴有紗さんの将来の希望は看護師。「高齢者の介護や、AED の話は、医療関係者だけでなく、みんなの役に立つと思った」と話していました。



■おじさんたちもがんばりました 11/1

今年も koko 塾のオープンカフェが開催されました。この日のために、1 か月前に結成されたバンド「紙ひこうき」。粉河まちづくり塾のメンバー 4 人によるフォークソングのグループです。「みなさんに夢と勇気と希望を与えたい」と言って登場したメンバー。「遠い世界に」「明日があるさ」「贈る言葉」の 3 曲を演奏しました。会場にいた人たちも飛び入り参加し、オープンカフェに花を添えました。演奏前に、入念に楽譜を確認していた児玉 崇さん(54)は「ハーモニカを人前で演奏するのは 2、30 年ぶりかな。もっと練習して来年もう一度やりたい」と話していました。

実行委員長の井上雄麻さん(右写真の右端：粉河高 2 年)に今年のオープンカフェの見どころを聞いてみました。「どのデントもアイデアを詰め込んで企画しています。僕の所属する門前町グループのカップケーキは特にオススメです」と話していました。ちなみにカップケーキは 5 種類の味があり、紀の川市の特産品、イチジク、いちご、黒豆などを盛り込んでいました。



6月から市内17カ所で行われた市政懇談会。

市長が長期総合計画の概要などを説明した後、地域の人たちの意見・要望・質問を伺いました。抜粋して紹介します。

①市長から長期総合計画などの説明(要約)

●報告とおわび

5月25日の大雨による被害状況の報告と職員の不祥事のおわび

●長期総合計画の政策目標

長期総合計画の詳細は、市のホームページか、5月に配布した第1次紀の川市長期総合計画概要版をご覧ください。

●平成20年度に実施(計画)する重点事業や新規事業の説明

- ・安楽川小学校・名手小学校校舎の2校の全面建て替え工事、3小中学校の耐震補強の実施設計
- ・道路整備計画の策定、市道井田中ノ才線新設道路改良工事
- ・(仮称)紀の川・関空連絡道路促進設立準備委員会の設置

- ・農業振興地域整備計画の策定
- ・市の特産品のトップセールスを展開
- ・食育推進計画の策定
- ・紀の川流域公共下水道の一部供用開始
- ・地域の環境美化活動の実施
- ・下水道事業の計画の見直し
- ・乳がん検診受診率日本一を目指し「ピンクリボン・フェスティバル」
- ・2008年「紀の川市」の開催
- ・新庁舎建設の推進による分庁方式の非効率の改善
- ・新エコセンター建設の検討
- ・打田・粉河・桃山地区の五色台聖苑への加入
- ・水道料金の統一への検討

②地域の人たちからの意見・要望・質問

●市道敷等の維持管理について

質問 慣例で自治会が主体になって実施している市道・県道等(私道)の維持管理、特に道敷の草刈りについて、自分たちで実施できる範囲に限界も感じられる。今後の道路の維持管理に関して、市はどのように考えているのか。

回答 市道の維持管理は、市の責務ですが、市内の2,763路線すべてを、常時点検管理することは困難です。このことから、特に草刈りや清掃作業は、従来(合併前)から自治体の協力を得ながら、進めてきました。地域の実情も把握していますので、できるだけ負担を強いることのないよう、努めたいと考えますが、厳しい財政状況から、市民のみなさんとの協働が必要不可欠です。今後もご協力をお願いします。

●水道料金の統一について

質問 水道料金を統一する際に、一番安い料金にあわせることができないか。

回答 水道料金は、合併協議でも、当面の間旧町の料金体系を適用するというところで、現状は旧貴志川町が一番低く、旧粉河町が一番高い設定となっています。上水道・簡易水道の違いはありますが、同一の料金で使用いただくことが基本です。合併協議では、当面

●粗大ごみについて

意見と質問 粗大ごみの不法投棄の原因のひとつに、個別回収の制度があまり知られていないことがあるのでは。粗大ごみの個別回収の制度について、市民に認識を持っていただくためにも、わかりやすく周知してほしい。また、3〜4年くらいに一度、一斉回収を実施してもらえないか。

●粗大ごみの減量化、再資源化をより一層推進するため、平成18年10月から一斉収集を廃止し、市のごみ処理施設への自己搬入と個別収集の2通りの方法を行っています。(いずれも有料)個別収集は、電話予約をしていたが、必要があります。各家庭まで職員が伺い収集します。また、高齢の人や障害のある人から要望があれば、家の中で職員が入って回収しています。そして、資源化できるものと処分するものとを徹底して分別処理しています。一方、18年度に実施した地区別一斉収集の処理委託料は8千5百万円で、一斉収集は多額の経費が必要で、また徹底した分別が不可能です。したがって、市としては現在の方法(個別収集と市のごみ処理施設に自己搬入する方法の2通りの方法)を継続したいと考えます。

回答 ごみの減量化、再資源化をより一層推進するため、平成18年10月から一斉収集を廃止し、市のごみ処理施設への自己搬入と個別収集の2通りの方法を行っています。(いずれも有料)個別収集は、電話予約をしていたが、必要があります。各家庭まで職員が伺い収集します。また、高齢の人や障害のある人から要望があれば、家の中で職員が入って回収しています。そして、資源化できるものと処分するものとを徹底して分別処理しています。一方、18年度に実施した地区別一斉収集の処理委託料は8千5百万円で、一斉収集は多額の経費が必要で、また徹底した分別が不可能です。したがって、市としては現在の方法(個別収集と市のごみ処理施設に自己搬入する方法の2通りの方法)を継続したいと考えます。

●粗大ごみの搬入について

質問 粗大ごみを自己搬入する場合、旧行政区、例えば旧粉河町の場合は粉河クリーンセンターへ搬入しなければならぬのか、また、希望する施設、例えば距離的に馬宿地区では那賀のセンターが近いので、搬入できるかどうかお聞きしたい。

回答 旧町ごとのごみ処理施設が、旧町の人口規模に対応した処理能力しか持っていないので、当面の間は、現行の旧町単位の区域で、地域の施設への搬入をお願いします。この点については、今後、収集体制の見直しのなかで、検討します。

●学校の耐震化計画について

質問 本年度、安楽川小学校・名手小学校において建て替えが行われるとのことだが、今後の耐震化のための建て替えや補強工事について教えていただきたい。また、この耐震化事業について、計画として策定しているのか。

回答 紀の川市には、現在22校の小中学校があります。耐震化のための改修・改築は、子どもたちが安心安全に教育を受けられる施設整備のため、鋭意取り組んでいるところです。

19年度までに耐震診断を終え、改修・改築の事業に取り組んでいます。27年度までにすべての施設の耐震化ができるように計画しています。地震防災特別措置法の成立によって、補助率の高い制度ができたことから、この制度の活用も視野にいれ、できるだけ前倒して計画をすすめたと思っています。



17回行われた市政懇談会。すべての会場で、中村慎司市長が長期総合計画などについて説明。

報告 市政懇談会

①市長から長期総合計画などの説明

②地域の人たちからの意見・要望・質問

- 市道敷等の維持管理について
- 水道料金の統一について
- 粗大ごみについて
- 粗大ごみの搬入について
- 学校の耐震化計画について
- 学校給食の民間委託について
- 地域巡回バス、コミュニティバスについて
- 庁舎建設について
- 議員定数について
- 農業振興にかかる対策・助成事業について
- 産科施設の充実と保育行政について
- 京奈和自動車道工事に伴う河川整備について
- 地方債・紀の里農道などについて
- ため池の防災対策等について
- 下水道事業について
- コンビニ収納システムについて

●学校給食の民間委託について

質問 学校給食の「民間に委託する」という点を詳しく聞かせて。

回答 食育が大切と叫ばれる中で、学校給食をすべて民営化(まる投げ)してしまうのではないかと、教育委員会は無責任ではないかという声も聞いています。

学校給食は、学校給食法に則って実施していますが、文部科学省の見解では、例えば運送業務や、調理業務などの部分に限って民営化が可能です。

民間委託は、部分的に活用し、安全・安心の学校給食を提供するよう努めます。

●地域巡回バス、コミュニティバスについて

質問 地域巡回バス、コミュニティバスについて、今後どうするのか。

回答 巡回バスは、市全地域で運行をと、現在試行運転を実施しています。各地域の区長さんを通じて問題点や要望について調査し、道路状況や規制関係も考えながら、本格運行に向けて調整していきます。

●庁舎建設について

意見 できるだけ早く庁舎を建設して行政改革を図っていくことが必要かと考えています。財政状況も厳しいなか、庁舎建設基金として今年度の予算で

10億円を計上しているようですが、早期の建設により、職員を削減し、行政改革を図り、節減できた予算を、福祉や道路建設等に使っていただきたい。

回答 厳しい財政状況を踏まえて5町が合併したことからも、すぐに立派な市役所ができては、市民感情としても許されないことと思いますが、分庁舎方式の効率の悪い面は、合併協議会でも予想していませんでした。

早期の建設によって、行政改革などで経費節減が望めることから、議会の特別委員会と市役所の庁舎建設委員会を設置し、検討をすすめています。

いずれにしても、贅沢な建物を建設するのではなく、市民サービスが十分できることを観点に、できるだけ建設費用の節減に努めたいと考えています。(広報紀の川11月号でお知らせしたとおり、現本庁敷地内での建設に向けて進んでいます)

●議員定数について

質問 合併協議会で、議員定数は当初30人、4年後に26人という決定がされました。急激に減らすことなく次は26人でいいと思いますし、議員報酬についても決して紀の川市は高くなく、政務調査費も極力抑えていると理解していますが、これらについての経過を。

回答 議員定数については、市から意見を述べるべきものではなく、市民み

なさんの声を聞いて、市議会の協議会で、十分検討いただいています。

現在の議員定数は30人で、次の一般選挙からは26人と合併協議会で決定されていますが、今後検討の中で減員されるかどうかは、市民みなさんの声を反映したうえで、決定されることだと思います。

3月議会で、議員定数等調査特別委員会を設置、現在まで4回開催し、検討を行っています。先月、自治区の代表者に意見を聞かせていただき、26人が妥当かどうかという検討に入っている最中です。

また、政務調査費は、紀の川市には設けていません。議員報酬は、他の自治体を参考に合併協議会で決定された金額です。

●農業振興にかかる対策・助成事業について

要望 中山間地域総合整備事業が実施されているが、まだまだ基盤整備が必要な地域の現状をふまえ、引き続き、農業関係の効率の良い補助制度を考えたい。

回答 現在実施している中山間総合整備事業は、17年度からの5年計画で、道路整備、農業用排水路整備の生産基盤に加え、集落道、集落排水路など総合的な整備を行うもので、21年度に終了します。

現中山間事業を22年度以降に引き出すことはできませんが、具体的に要望場所が整った場合、地元のみならずと協議を行いたいと考えています。

また、関係者の負担率は、国費、県費に加えて市の補助金も上乘せしている、事業実施に際しては、地元負担額の軽減を図っています。厳しい財政状況ですが、少しでも国、県の高率な補助事業を活用できるよう努めます。

質問 農業就労者の高齢化に伴い、生産量、生産額が減少しているが、市の基幹産業である農業の振興のため、若者のUターン、Iターンを含めた対策・取り組みについて考えを聞きたい。

回答 生産と消費の減退、高齢化の進展、後継者不足、価格の低迷、耕作放棄地の増加など、農業をとりまく状況は非常に厳しいものがあります。

しかしながら、紀の川市は、豊かな農業環境に恵まれた地域です。多彩な農産物が生産されていて、中でも生産額全国1位のいちじく、はっさく、2位の桃、3位の柿、4位のキウイフルーツなど地域の特性を生かして農業生産額を確保するとともに、市の農産物をブランド化し、そして安全、安心な農産物の提供など幅広くPR、情報発信します。

7月8日には桃のトップセールスを大阪で行いPRしました。今後も、8月にいちじく、10月には

柿(いちじく、柿ともに実施済み)、2月にはキウイフルーツのトップセールスの計画をしています。農業の振興によって、活力ある地域づくりを目指したいと考えています。

●産科施設の充実と保育行政について

要望 那賀病院の産婦人科の状態というのは、医師が2人で24時間体制ということで、来年の2月まで、救急でない限り、受け入れてもらえないような状況です。

一日でも早く、安心して出産できる体制を整えていただきたい。

回答 全国的にも産科医が少なくなってきた中で、市の産科施設も、那賀病院と貴志川の北山産婦人科クリニックの2カ所しかない状況です。

特に那賀病院の体制は、来年1月、2月まで空きのない状況です。個人の意思の関係もあり、要望を全てクリアすることは困難ですが、今後

も、体制を充実できるよう努めます。

要望 保育所と保護者の関係を深めることは、子どもたちが成長するにあたって、大事なことだと思います。保育所の保護者懇談会や保育に関するアンケートを実現していただきたい。

回答 保護者のみなさんと十分協議して、保育を充実していくことは基本ですので、保育所職員と連携をとり、みなさんの意向が十分反映できるように努めます。

要望 保育料について、4歳以上児の場合で、階層区分が市民税の非課税と課税のボーダーラインを超えると4,800円から13,200円になります。2人通園している場合、2人目が半額になるとしても、年間86,400円から237,600円と151,200円の差額が生じます。

所得の多い人は第4〜7区分に分類されますが、区分の最初の金額は、2万円台と高くなっていますが、区分

ごとの差額は、1,500円程度で、低所得者の負担が非常に多いように感じます。

子育て支援と感じられるよう、もう少し算出方法を見直していただきたい。

回答 保育料は、2人目は半額、3人目は10分の1という金額になっていきます。特に年少の場合は高額な設定で負担いただいている状況です。

しかし、全ての保育所で統一した単価となっていて、国の基準がある中、現在、国の基準の80%で設定しています。今後、近隣自治体の状況などを見ながら、十分検討研究したいと考えています。

どの会場でも、積極的に意見や質問が飛びかった。



●京奈和自動車道工事に伴う河川整備について

質問 県が管理する河川の改修について、市が県に要望を提出する時、県に対してどのような働きかけをしている

報告 市政懇談会

①市長から長期総合計画などの説明

②地域の人たちからの意見・要望・質問

- 市道敷等の維持管理について
- 水道料金の統一について
- 粗大ごみについて
- 粗大ごみの搬入について
- 学校の耐震化計画について
- 学校給食の民間委託について
- 地域巡回バス、コミュニティバスについて
- 庁舎建設について
- 議員定数について
- 農業振興にかかる対策・助成事業について
- 産科施設の充実と保育行政について
- 京奈和自動車道工事に伴う河川整備について
- 地方債・紀の里農道などについて
- ため池の防災対策等について
- 下水道事業について
- コンビニ収納システムについて

のか。

北中地区には県管理の海神川が流れているが、土砂などで川幅が狭いところがあります。水位が上がりがやすく危険なため、護岸工事や浚渫工事が必要と感じています。これらの改修の計画について市の考えを教えてください。

回答 県の財政状況も厳しい中ではあります。維持修繕、浚渫など、河川管理上必要と考える維持管理は、予算の範囲内で努力することです。市としても、地元要望とともに、早期整備を県に強く要望していきます。

要望 京奈和自動車道の路面排水は河川に放流されるようですが、北勢田には烏子川、佐川があり、烏子川は工業団地の完成時に、粉河加太線まで改修され、以南の赤尾地区までは未改修となっています。また、佐川は部分的に浚渫工事がされていますが、土砂等の堆積により川底も浅くなり、抜本的な改修工事が必要だと感じています。

各地区にも同じような悩み、心配事があると思いますが集中豪雨の際には、大きな被害が予想され、地元としても危惧しています。

河川改修は県の事業ですが、市として年次計画を策定したうえで、要望していただき、少なくとも、京奈和自動車道の供用が開始される前に対応をお願いしたい。

できるだけ具体的に、将来の見通し

がわかるような形で、計画や対応をお答えいただきたい。

回答 烏子川の改修について、県は、新池東側より北勢田地区の県道粉河加太線までを両側に管理道を設置する河川整備を予定しています。19年度から、新池東側から上流の赤尾橋までの改修計画を立てています。

赤尾地区の地元地区・用地関係者の説明も終わり、事業同意を得て、測量調査も終了しています。

相当長い河川延長ですので、今後とも地元地区・関係者の協力を得ながら、本事業が完了できるように市としても努力します。

京奈和自動車道が近い将来完成するという中で、路面の排水に対し、今の河川の状態どうかという点については、現在、国土交通省では詳細設計を進めていると聞いています。排水処理計画は、基本的に流域を変えない、また、河川ごとに調整池を設置し、放流する流量を調整したうえで、下流域の安全を確保することを基本として、設計を進めていることを確認しています。詳細設計が完成していないため、詳しい説明はできませんが、設計完了後、国土交通省から地域のみなさんに説明させていただくこととなります。

●地方債・紀の里農道などについて

質問 がんばる地方応援プログラムと

いう、国が独自の地方活性化に取り

組む自治体に対して、地方交付税3,000万円を3年間支援措置する制度がありますが、市としてどのような活性化事業を行っているか。

回答 がんばる地方応援プログラムについては、該当する事業に関して、昨年度から申請を行っており、地方交付税で還元されています。

質問 地方債について、住民参加型の市場公募債（ミニ公募債）を発行しているか。しているのであれば、どれぐらいの額か。

発行していないのであれば、財源確保の有効な手段だと思っております。導入についての考えを聞きたい。

回答 現状では、ミニ公募債を発行して事業を実施する考えはありません。合併後10年間は、有利な起債である合併特別債を事業にに応じて活用したいと考えています。

要望 大型農道について、現在事業が滞っていますが、早期の実現をお願いしたい。

回答 現在、麻生津地区から荒見地区に向けて、新竜門橋に至るルートの地元調整を行っているところです。県への要望を含めて、全力を挙げて取り組みたいと考えています。

杉原地区に向かう計画は、17年度に凍結し、復活させるということは、現状では非常に厳しい状況です。

●下水道事業について

質問 桃山地区で、下水道の本線工事がどれくらい進んでいるのか、支線工事はいつごろ始まるのか。

また、個々の工事の負担金について聞かせていただきたい。

回答 桃山地域の整備状況は、14年度に段・市場・元・最上・調月地区の各一部の事業認可を取得し、16年度から工事に着手しています。

19年度までに市場遠地・調月・北島周辺と段地区の一部、ローソンから安楽川小学校体育館付近までの幹線を整備し、本年度は引き続き、安楽川小学校体育館から、荒川中学校前の交差点までの幹線、ローソン周辺と、市場遠地周辺の面整備3箇所を工事予定しています。

県が行っている幹線の工事は、処理場から桃山町市場のローソンの交差点付近までは、既に完成しています。井阪橋南詰の中継ポンプ場と岩出市の中

●ため池の防災対策等について

質問 長田地区には、桜池をはじめ約40カ所のため池があります。全体的に老朽化しており、維持管理の面も高齢化により低下している状況です。

17年に全国のため池の一斉点検が行われ、危険箇所が公表されているようですが、その中に長田地区のため池が含まれているか。

回答 全国一斉のため池の緊急点検を、県が行いましたが、緊急整備の優先度の高い所は市内で27カ所、早急な整備が望まれる所は40カ所と聞いています。具体的な場所の公表は、ハザードマップの整備と併せて、県と相談しながら進めたいと考えています。

質問 これに基づき、県が農業用ため池緊急整備災害管理対策計画を策定するということですが、進捗状況を聞きたい。

回答 計画は、現在、県で作成中で、具体的な要望状況を考慮して、ハード整備を進めていきたいとのこと。

要望と質問 点検が行われていないのであれば、統一的な基準により、独自にため池の診断をお願いしたい。

東南海・南海地震特別措置法に基づく、ため池などの地震対策調査、老朽化したため池の改修整備、ため池データベースの整備など、個別アクションが設定されているようですが、進捗状況についてお聞きしたい。

島地区に建設中の処理場は12月から供用開始を予定しています。

桃山町段、市場の一部、貴志川地区の一部と、打田地区の一部は12月に供用開始を予定しています。

9月の市議会でも、下水道料金の条例案を提案し、9月末ごろに決定される予定です。(すでに決定済み、広報紀の川11月号で負担金などをお知らせしました)

●コンビニ収納システムについて

質問 長期総合計画の政策目標の中で、市税のコンビニ収納システム開発事業が掲載されていますが、現状の金融機関では足りないのでしょうか。

回答 コンビニ収納は、軽自動車税や水道料金を検討しています。

今までの収納機関は現状のまま継続し、時代の流れの中で、夜型社会や利便性を考えたうえで、来年度からの実施に向け、計画しているところです。

報告 市政懇談会

回答 地震に対するアクションプログラムとして、ため池の耐震調査を、1次診断79件、2次診断28件実施している、長田地区では、本年度中に3カ所を実施すると聞いています。

質問 すべてのため池を改修整備できることが理想ですが、困難な面があるので、緊急度の高いところから対策をお願いしたい。ハザードマップの作成については、土砂災害と浸水が中心だと思いますが、ため池の関連したハザードマップにしたい。災害時の行動など住民に周知いただきたい。

また、未使用・未管理のため池の悪臭の問題や、集中豪雨時の危険への対策をどのように考えているか。

回答 市には、現在786カ所のため池がある中で、ため池の防災対策の重要性を痛感し、今後も国・県と協力しつつ、万全を期したいと考えているところです。

ため池対策の全体的な取組みとして、

①市長から長期総合計画などの説明

②地域の人たちからの意見・要望・質問

- 市道敷等の維持管理について
- 水道料金の統一について
- 粗大ごみについて
- 粗大ごみの搬入について
- 学校の耐震化計画について
- 学校給食の民間委託について
- 地域巡回バス、コミュニティバスについて
- 庁舎建設について
- 議員定数について
- 農業振興にかかる対策・助成事業について
- 産科施設の充実と保育行政について
- 京奈和自動車道工事に伴う河川整備について
- 地方債・紀の里農道などについて
- ため池の防災対策等について
- 下水道事業について
- コンビニ収納システムについて

●●生活

年末のごみ収集は30日までです

毎年、年末年始はごみの排出量がいへん多く、収集や処理にたいへん時間がかかります。年末の大掃除で出るごみなどは、できるだけ早めに出してください。また、分別は完全に行うようにしてください。

■年末の収集

年末は12月30日(火)まで収集日程表のとおり行います。出し忘れのないようにしてください。

12月31日(水)～1月4日(日)の間は、収集業務は行いません。

■年始の収集

1月5日(月)から通常どおり収集します。

■年末年始のごみの自己搬入
年末の各センターへのごみの搬入(※有料)は、12月30日(火)までで、29日(月)と30日(火)は正午までです。年始は、1月5日(月)から通常どおり受け付けます。

年末年始は、混雑が予想されます。早めの搬入にご協力をお願いします。
■家庭から出るごみの持ち込み処理手数料
可燃・不燃・粗大ごみ、土砂など：50円/10kg
高分子系ごみ「プラスチック類・ビニール類・ポリエチレン類など」：300円/10kg

ただし、指定ごみ袋に入れて持ち込む場合は無料
【問い合わせ】廃棄物対策課(TEL77・2511 本庁北別館) 各センターの連絡先は32ページを参照してください。

下水道の宅内工事は市指定工事店へ

12月10日から市内の一部地域で公共下水道が使えるようになります。

供用区域にお住まいのみなさんには宅内排水設備の工事をお願いすることになります。工事には専門的な知識が必要となるため、必ず「紀の川市下水道排水設備指定工事店」へ工事の依頼をしてください。

【問い合わせ】下水道課(TEL66・3171 桃山分庁舎)

生ごみ処理機器の購入費補助

家庭用生ごみ処理機器を購入して設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。これは、一般家庭から出る生ごみの減量化や再資源化を促進し、ごみ問

題に対する市民意識の向上を図るためです。

■補助対象品目と補助金額

①電気式生ごみ処理機
購入金額の3分の1(1世帯に1台まで、補助金の上限は3万円)

②生ごみ処理容器

購入金額の2分の1(1帯に2器まで、補助金の上限は2千円)

※平成20年度購入分に限り
■対象者：次のすべての条件を満たす人

○市内に住所を有する(事業所は除く)
○処理機または処理容器を

●税の納期限

■固定資産税
第3期 12月25日(木)
【問】国保年金課 TEL77・2511

■国民健康保険税
第7期 12月25日(木)
10月から特別徴収(年金からの天引き)が始まりました。
【問】国保年金課 TEL77・2511

■後期高齢者保険料
第6期 12月25日(木)
【問】国保年金課 TEL77・2511

■介護保険料
第7期 12月25日(木)
【問】高齢介護課 TEL75・3111

国民健康保険税第6期
後期高齢者保険料第5期
介護保険料第6期
これらの納期限は12月1日(月)です。忘れずに納めましょう。

家庭に設置できる

○周辺の人に迷惑がかからないよう、常に良好な状態で維持管理できる

○堆肥化されたものを可能な限り有効利用し、また、堆肥等を適正に処理することができ、生ごみを減量化できる

■申請に必要なもの：交付申請書、領収書の写し、保証書の写し、カタログなど
■受付期間：随時(予算額に達した時点で終了)

【申請受付・問い合わせ】環境衛生課(TEL77・2511 本庁北別館) または各支所

●●税金

確定申告の準備を

自営業者・農業所得者のみなさんへ。

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するため、収入金額や必要経費に関する日々の取引状況を記帳し、受け取った書類などを保存しておく必要があります。

来年の所得申告に向けて

表彰おめでとうございます(敬称略)

- 【秋の褒章】 黄綬褒章 新田俊光(東野)
藍綬褒章 児玉公慶(打田)
- 【秋の叙勲】 旭日双光章 山下忠男(桃山町調月)
瑞宝単光章 西岡 誠(桃山町神田)
而上正彦(貴志川町長山)
- 【和歌山県文化表彰】
文化奨励賞 中川知保(紀の川市出身)
矢田直己(貴志川町長原)
- 【厚生労働大臣表彰】
平成20年度社会福祉功労者 植村欣也(粉河)

これらの書類の整理に早めにとりかかってください。
【問い合わせ】市民税課(TEL77・2511 本庁)

保険料の納付済証明書は窓口でも発行

①国民健康保険税納付済明書
②後期高齢者医療保険料納付済証明書

③介護保険料納付済証明書

みなさんが納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除の対象になります。

保険料のうち、20年中に普通徴収(納付書または口座振替)で納付した金額を証明する証明書を来年1月に送付します。

発送時期は、1月21日ごろですが、年末調整などのために、早めに必要な場合は、窓口で交付します。印鑑と身分証明書を持参し、申請してください。

※特別徴収(年金からの天引)で納付した分については、社会保険庁などの年金保険者から源泉徴収票が送られます。

【問い合わせ】①②は国保年金課(TEL77・2511 本庁) ③は高齢介護課(TEL77・2511)

事業主のみならず、給与支払報告書の提出は1月末までに

給与支払報告書は市・県民税の申告に代わる重要なものです。

平成20年中に給与(専従者給与を含む)・賃金を支払った事業主は、受給者とともに給与支払報告書を作成し、その総括表とともに提出してください。提出先は、受給者の平成21年1月1日現在の住所地の市区町村、提出期限は1月末です。

【問い合わせ】市民税課(TEL77・2511)

シリーズ「クイズで防災チェック」⑩

○問題(上級編)

地震のメカニズム
1. 1923年の関東大震災と1995年の阪神・淡路大震災とは、どちらが地震の規模(マグニチュード)が大きかったですか?
A. 関東大震災 B. 阪神・淡路大震災

地震への準備・対策
2. 消火器を使って消火するとき、やってはいけないことは?
A. 出入り口に向かって消火する
B. 風上に位置して消火する

地震に襲われたら
3. 1995年の阪神・淡路大震災では、本震のあと余震がしばらく続きました。地震後2カ月間に何回の余震が起きたでしょうか?
A. 約1,000回 B. 約1,700回

○答え

- A
(解説) 関東大震災はM7.9、阪神・淡路大震災はM7.3で、地震の規模としては、関東大震災が約8倍大きいものでした。
- A
(解説) 消火場所にもよりますが、いつでも脱出できるように、出入り口を背にして消火活動します。
- B
(解説) 約1,700回の余震のうち、震度4の余震が4回もありました。4回目は本震の8日後でした。

【問い合わせ】危機管理消防課(TEL77・2511 本庁南別館)

広報紀の川に広告を掲載してみませんか

広告主募集中(有料)

●案内

農業委員会委員選挙人名簿への登録

農業委員会委員選挙人名簿は、有権者からの申請をもとに毎年1月1日現在で作ります。12月中旬に、該当すると思われる世帯に申請書を郵送します。必要事項を記入し、平成21年1月9日までに返信用封筒で提出してください。この登録をしていないと農業委員の選挙があった場合、投票できません。

次の①から④の要件をすべて満たす人が該当します。
①10アール以上の農地で耕作の業務を営んでいる
② ①と同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している

③21年1月1日現在で紀の川市に居住している
④21年3月31日現在で満20歳以上
資格があるのに、申請書が郵送されない場合は、農業委員会へ連絡してください。

【問い合わせ】農業委員会事務局 (Tel. 73・3311 粉河分庁舎)

平成21年紀の川市連合消防団出初式

連合消防団の出初式を開催します。消防団員が消防活動への誓いを新たにすることを期す。

■とき：1月4日(日)午前8時30分開式
■ところ：桃山グラウンド
■内容：式典・一斉放水・車両行進など
※当日午前7時ごろ、サイレンと警鐘を鳴らします。

火災と間違えないようにご注意ください。
【問い合わせ】危機管理消防課 (Tel. 77・2511 本庁南別館)

平成21年紀の川市成人式

■とき：1月11日(日)午前9時30分受付/10時30分開式
■ところ：粉河ふるさとセンター

■対象者：昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれの人
服装は自由です。

対象者には、12月上旬に案内ハガキを送付します。市外に住居票があつて、成人式に出席を希望する人は、生涯学習課に相談してください。
市のホームページに注意事項など詳細を掲載しています。

クラシノジョウホウ

まちかど写真館



11月15日・16日産業まつり



11月5日男性料理教室

【問い合わせ】生涯学習課 (Tel. 64・9163 貴志川分庁舎)

紀の川市食育推進計画を策定

「食」を育む、おいしい「食」を育む、きのかわ市、紀の川市食育推進計画
近年「食」に関する様々な問題が叫ばれています。子どもたちをはじめ、すべての市民が心身ともに健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で生き生きと暮らすために、市食育推進計画が計画を作りました。

計画の内容は、農林商工部農業振興課と分室・各支所で見られます。また、ホームページでも見ることができます。
【問い合わせ】農業振興課

(Tel. 73・3311 粉河分庁舎)

工業統計調査に協力

工業統計調査を12月31日現在で実施します。

製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることが目的です。調査結果は、行政施策の重要な基礎資料として利用され、また、企業、大学での研究資料、小・中・高等学校の教材などにも利用されます。

12月から1月にかけて、調査員が製造事業所を訪問します。
【問い合わせ】政策調整課 (Tel. 77・2511 本庁)

●福祉

障害について知ってくださる

障害がある人たちの生活や権利についての発表会や講演会が開催されます。

12月6日(土) 「なかまの生活文化祭」(障害がある人たちの活動や生活についての発表 打田生涯学習センター 午後2時～)
12月7日(日) 学習会「子どもの難治てんかん」(てんかんについての講習会 岩出市iセンター 午後1

時30分～ 資料代500円必要)
12月8日(月) 「あつまれ! 那賀障害福祉関係職員スピーチリレー」(障害者の支援に携わる人たちの発表 岩出市iセンター 午後6時30分～)

12月10日(水) 学習会「障害者権利条約と障害者の労働」(障害者の労働環境と権利についての講習会 打田生涯学習センター 午後6時30分～)
【問い合わせ】障害福祉課 (Tel. 75・3111 那賀分庁舎) / 麦の郷 紀の川・岩出生活支援センター (Tel. 78・2808)

●募集

ホームページに掲載を希望するNPOを募集

市内を拠点に特定非営利活動を行っている「NPO法人」「市民活動団体」「ボランティア団体」(以下NPO)で、市のホームページに掲載を希望するNPOを募集します。

希望するNPOは、指定の「登録票」を提出してください。「登録票」は地域振興課、各支所に設置しています。なお、活動目的や

みそ作り体験

おいしい手づくりみそを作ってみませんか。

■とき：1月30日(金)～2月1日(日)
■ところ：川原農村婦人の家

■参加費：3,000円(持ち帰り4kg)
■定員：先着20人
■持ち物：エプロン、三角巾、容器

■申し込み：1月20日(火)までに電話で申し込み
【申し込み・問い合わせ】農業振興課 (Tel. 73・3311 粉河分庁舎)

広報紀の川に広告を掲載してみませんか
広告主募集中(有料)

市民の掲示板

クリスマスコンサート

合唱団コーロ・ソアーベ
クリスマスソングやポピュラーな曲、本格的な合唱曲を混声合唱でお楽しみください。
■とき：12月20日(土)
■ところ：粉河ふるさとセンター大ホール

【問い合わせ】合唱団コーロ・ソアーベ 嘉摩尻 (Tel. 73・6205)

障害者ジョブサポーターを募集

障害を持つ人が職場になじんで働けるようにお手伝いする人を募集しています。特に資格は必要ありません。

■活動日：随時
■活動場所：紀の川市・岩出市
■定員：10人
■申し込み受付：12月26日(金)まで

【申し込み・問い合わせ】社会福祉法人一妻会紀の川・岩出生活支援センター (担当：上野 Tel. 78・2808)

居垣瑞生日本画展(スペインの旅から)ぐるうぶ湛翠会作品展

日本画などの作品展を行っています。
■とき：12月7日(日)まで
■ところ：青洲の里フラワーヒルミュージアム

【問い合わせ】居垣瑞生 (Tel. 75・5576 または Tel. 072・463・0977)

●募集

リズム体操教室

軽快なリズムに乗って身体を動かします。ストレス発散と健康増進に役立ててください。

■とき：1月18日(日)午前10時～11時30分

■ところ：那賀総合センター

■定員：先着50人

■参加費：300円(当日支払い、傷害保険含む)

■持ち物：タオル、体育館シューズ

■申し込み：1月13日(火)までに生涯スポーツ課各館へ電話で申し込み。(連絡先はページ右下にあります)
【問い合わせ】生涯スポーツ課 (Tel 64・9164 貴)

志川分庁舎)

第4回紀の川市スノーボードツアー

■とき：1月16日(金)～18日(日)

■行き先：長野県白馬乗鞍スキー場(宿泊はプチホテル アイリス)

■定員：先着40人

■参加費：2万5千円(昼食代と18日の夕食代は含みません。レンタルボードを希望する場合別途2千円が必要)

■受け付け期間：12月10日(水)～18日(木) 定員になり次第終了します

■集合時間と場所：午後8時30分に市役所那賀支所南側駐車場

【申し込み・問い合わせ】市スノーボード協会 植 (Tel 090・8232・6340) 徳山 (Tel 090・8752・)

7111) 田畑(Tel 090・7962・4758)

2月7日(土)にはジュニアスノーボード教室の開催を予定しています。詳しくは問い合わせください。

第3回市民スキー教室

■とき：1月9日(金)夜～12日(月)夜(車中1泊)

■行き先：長野県斑尾高原スキー場(宿泊はヒルサイドホテル Tel 0269・643206)

■定員：40人

■小学3年以下の子どもは保護者の同伴が必要です。申し込み多数の場合は抽選します。

■参加費：中学生以上3万4千円、小学生以下2万9千円(リフト代と昼食代は含みません。レンタルスキー・ウェアを希望する

クラシノジョウホウ

生涯スポーツ課各館の連絡先

■生涯スポーツ課
Tel 64・9164
Fax 64・6599

■打田生涯学習センター
Tel 77・3140
Fax 77・2799

■粉河ふるさとセンター
Tel 73・3312
Fax 73・8353

■那賀総合センター
Tel 75・2221
Fax 75・2659

■桃山会館
Tel 66・2288
Fax 66・2289

場合それぞれ別途3千円必要)

■申し込み：所定の申し込み用紙を生生涯スポーツ課各館に提出するかファックスで送ってください。申し込み用紙は生涯スポーツ課各館に設置しています。

■受け付け期間：12月5日(金)午前9時～15日(月)午後5時

【問い合わせ】市スキー連盟 重井(Tel 090・3357・8221) 山本(Tel 090・3353・7207) 片山(Tel 090・3277・9277) 問い合わせは午後6時から9時まで受け付けます。

納税通知書の封筒に広告を掲載しませんか

納税通知書の封筒(裏面)に広告を掲載する企業・団体を募集します。

■広告の対象になる封筒：21年度の4月から6月に発送する軽自動車税、市県民税(普通徴収)、国民健康保険税の各納税通知書の送付用封筒。封筒のサイズは縦12センチ×横20センチ

■広告の規格

○広告枠 封筒の裏面6枠(各税2枠)
○サイズ 縦6センチ×横8センチ
○色 黒1色
○発送通数 軽自動車税約2万8千通、市県民税約1万4千通、国民健康保険税約1万1千通
○最低募集価格 1枠5万円

●●催し

天文台観望会

テーマ『冬の星座』

■とき：12月20日(土)午後7時30分～8時30分(天候不順の場合は中止)

■ところ：西貴志コミュニティセンター

■定員：30人

※中学生以下は保護者の同伴が必要

■参加費：一般200円、高校生以下100円
【申し込み・問い合わせ】

西貴志コミュニティセンター (Tel 65・2211 月・火曜と祝日は休館)

打田メントルスクール環境講座『未来の地球と私たちの暮らし』

地球温暖化に伴い、自然の生態系が崩れ、気候変動による悪影響が危惧されています。講演会と体験型学習を通じて、美しい自然を次世代に継承し、なおかつ暮らしに役立つことについて考えてみませんか?

■とき：12月21日(日)午後1時開場/1時30分開演

■ところ：打田生涯学習センター

かがやきホール

「優秀映画鑑賞会」

平成20年度優秀映画鑑賞推進事業

■とき：1月17日(土)～18日(日)

■ところ：貴志川生涯学習センター かがやきホール

大会結果

●スポーツフェスティバル2008(10/12 打田若もの広場)

綱引き競技
優勝 桃山体育王国スポーツクラブ
2位 西山自治区
3位 北勢田

みんなでジャンプ競技
優勝 名手父母子ども会
2位 王子ライオン
3位 竜門FC A

●第4回紀の川市民ターゲットバードゴルフ大会(10/12 粉河河南緑地公園)

男子の部
優勝 児玉征也
2位 堀 全良
3位 神野清志

女子の部
優勝 東野多江子
2位 長谷川二木子
3位 谷 敏美

●第3回市民バドミントン大会(10/12 貴志川体育館)

男子複
優勝 中前昌幸(貴志川クラブ)
白水彰良(貴志川クラブ)
2位 井上竜次(とくちゃんず)
松山 豊(貴志川クラブ)

3位 (B組優勝)
須崎博文(粉河高校定時制)
山中彰広(粉河クラブ)

3位 (B組第2位)
山戸東祐也(二葉少年団)
沢 駿志(二葉少年団)

女子複
優勝 伊藤一美(貴志川クラブ)
衣笠和代(貴志川クラブ)
2位 岡井佐哉香(粉河クラブ)
吉野信子(粉河クラブ)

3位 平野千代(ハイベリーズ)
木野ありさ(ハイベリーズ)

3位 (C組優勝)
林 純子(粉河クラブ)
林紀久子(粉河クラブ)

●第1回市民グラウンド・ゴルフ大会(10/12 打田グラウンド)

優勝 川井利明
2位 奈良 茂
3位 松元妙子

●第2回市長杯争奪ゲートボール大会(10/12 打田スポーツ公園ゲートボール場)

優勝 南志野
2位 名手愛好会
3位 中ノオ

●一本橋亀・亀タイムレース(10/12 打田若もの広場)

小学生男子 優勝 白水佑哉
小学生女子 優勝 中野桃香
中学生女子 優勝 林 奈々
一般男子 優勝 納谷真司
一般女子 優勝 岩上枝里香

■上映映画

17日(土)：『伊豆の踊子』午後1時～『五瓣の椿』午後2時45分

18日(日)：『夜の河』午後1時～『五番町夕霧楼』午後3時

■入場料：300円(入場券1枚で2日間の全作品を鑑賞できます)

■入場券販売：11月28日(金)午前9時

■入場券販売場所：貴志川生涯学習センター(月曜・祝日・年末年始は休館)／粉河ふるさとセンター(土日・祝日・年末年始は休館)
【問い合わせ】貴志川生涯学習センター (Tel 64・2273)

まちかど写真館
11月15日・16日産業まつり



困ったときの 相談

県民相談・交通事故相談などは「県民の友」
を見てください。また、社会福祉協議会が
行う心配ごと相談などは「福祉きのかわ」
を見てください。

↓市役所の電話番号案内（8：45～17：30）

■市役所本庁 Tel 77・2511
税金、住民票、戸籍、印鑑登録、国民健康
保険、国民年金、健康診断、母子手帳、環
境、人権、地域巡回バス、国勢調査、入札、
上水道など

■粉河分庁舎 Tel 73・3311
農業、林業、観光、商業など

■鞆淵出張所 Tel 79・0001

■那賀分庁舎 Tel 75・3111
保育所、子育て教室、介護保険、介護予防、
障害者手帳、那賀地区のし尿収集など

■桃山分庁舎 Tel 66・1100
道路、河川、開発、市営住宅、下水道、地
籍調査など

■貴志川分庁舎 Tel 64・2525
小・中学校、幼稚園などの教育関係、成人式、
文化財、青少年健全育成、生涯スポーツなど

ごみ（廃棄物対策課Tel 77・2511）
■粗大ごみの収集依頼 Tel 77・0857
■打田美化センター Tel 77・4804
■粉河クリーンセンター Tel 73・5705
■那賀アメニティセンター Tel 75・4001
■貴志川クリーンセンター Tel 67・0022
■貴志川クリーンセンター（不燃物処理場）
Tel 64・6017

生涯学習・生涯スポーツ
■生涯学習課 Tel 64・9163
■生涯スポーツ課 Tel 64・9164
■打田生涯学習センター Tel 77・3140
■粉河ふるさとセンター Tel 73・3312
■那賀総合センター Tel 75・2221
■桃山会館 Tel 66・2288
■貴志川生涯学習センター Tel 64・2273

年末年始の休み

市役所は12月27日(土)から1月4日(日)
まで休みです。
婚姻届・死亡届などの受付は休日も行
います。

弁護士相談

■紀の川市弁護士相談
Tel 77・2511（市民課）
1月7日(水)午後1時30分～
貴志川分庁舎2階会議室
（電話予約が必要 先着5人）
予約受付開始：12月17日(水)午前
9時～

行政相談

■紀の川市行政相談
Tel 77・2511（市民課）
総務大臣から委嘱された行政
相談員が行政全般についての相
談に応じます。
○12月9日(火)午後1時～3時
貴志川分庁舎1階相談室
○12月10日(水)午後1時～3時

人権相談

■紀の川市人権相談
Tel 77・0855（人権啓発推進
課直通）
法務大臣から委嘱された人権
擁護委員が人権全般についての
相談に応じます。
○12月10日(水)午後1時～4時
貴志川保健福祉センター2階
相談室
■市役所子育て支援課の家庭児
童相談

子ども

■子ども（18歳未満）に関する
あらゆる相談に応じます。
Tel 75・5307（那賀分庁舎内）
平日の午前8時45分～午後5時
30分
■子育て支援センターの子育て
に関する相談
Tel 66・0404（桃山子育て支
援センター）
Tel 75・2331（那賀子育て支
援センター）
■紀の川市教育相談窓口
小・中学校、教育に関する相
談窓口
Tel 64・9162（学校教育課）
平日の午前8時45分～午後5時
30分
■子ども・障害者相談センター
Tel 073・445・5312

■子どもと家庭の電話相談
Tel 073・447・1152
平日の午前9時～午後8時／
土、日、祝日午前9時～午後4
時30分

■子どもの人権110番 和歌
山地方務局人権擁護委員室
Tel 073・425・2704
いじめや登校拒否、虐待な
ど、子どもの人権にかかわる
問題について電話相談に応じま
す。月～金曜日

※休日の小児医療電話相談と、
夜間・休日の病院案内は、11ペー
ジをご覧ください。

消費生活

■消費者問題の相談
Tel 073・433・1551（県
消費生活センター）
平日の午前9時～午後5時
日曜の午前10時～午後4時も電
話で相談に応じます。
※年末年始の休みは12月29日(月)
～1月3日(土)

■架空請求・クーリングオフ(契
約の解消)の相談(紀の川くら
しのネットワーク相談)
毎週水・金曜日の午後1時～3
時 本庁北別館1階くらしの窓
口
※年末は12月26日(金)から休み
Tel 77・1770（右記の時間帯
なら電話相談可）

※女性に関する相談は、7ペー
ジをご覧ください。

こころ・からだ

■身体・知的・精神障害に関す
る相談と不登校・ひきこもりに
関する相談
Tel 78・2808（麦の郷 紀の
川・岩出生活支援センター）
平日の午前9時～午後5時

■難病に関する相談
Tel 77・5161（難病連家族会
きぼく）
平日の午前10時～午後4時

■こころの健康相談
Tel 61・0047（岩出保健所）
精神科医と精神保健福祉相談
員などが相談に応じます。

精神障害者の相談

Tel 0737・52・3221（県
立こころの医療センター内）
毎週火曜日の正午～午後3時
まで、和歌山県精神障害者家族
会が、同じ悩みを持つ家族とし
て相談に応じます。

■大切な人を自殺で失った人の
相談(グリーンケア相談)
Tel 073・435・5194（県
精神保健福祉センター）

■家族や友人を自殺によって
失った人が、悲しみから回復す
るために相談に応じます。まず
は、電話で予約してください。

高齢者

■紀の川市地域包括支援セン
ター
Tel 78・3314 打田

就職

■職業相談 紀の川ワークサロ
ン（ハローワーク和歌山）
Tel 65・3435
職業相談員が相談に応じます。
とき：平日の午前9時～午後5
時
■巡回職業相談 12月16日(火)
ハローワークから派遣された
相談員が、就職についての相談
に応じます。

■職業相談
和歌山ヤングワークサロン
(ジョブカフェわかやま内)
Tel 073・421・1220
35歳くらいまでの求職者を対象
に土・日も相談に応じます。
とき：午前9時30分～午後6時
(火曜と祝日は休館)
※年末年始の休みは12月28日(日)
～1月4日(日)

その他

■自動車保険請求相談
Tel 073・431・6290（自
動車保険請求相談センター）
○常設相談は、月～金曜日
○弁護士による相談は、毎月第
2・第4木曜日午後1時～4時
(電話予約必要)
■労働災害による医療・補償の
相談
Tel 0120・044・650また
は、Tel 073・425・4666
(労災保険情報センター和歌山
事務所)
電話相談は、平日の午前9時～
正午、午後1時～5時

病院・警察・消防署の電話番号	
■公立那賀病院	Tel 77・2019
■那賀休日急患診療所	Tel 77・6410
■鞆淵診療所	Tel 79・0009
■岩出警察署	Tel 63・0110
■〃打田交番	Tel 63・0110
■〃南中警察官駐在所	Tel 77・3041
■〃粉河幹部交番	Tel 73・2054
■〃長田警察官駐在所	Tel 63・0110
■〃龍門警察官駐在所	Tel 63・0110
■〃鞆淵警察官駐在所	Tel 79・0017
■〃那賀交番	Tel 75・2066
■〃安楽川警察官駐在所	Tel 66・0012
■〃調月警察官駐在所	Tel 66・0629
■〃中貴志交番	Tel 64・2144
■那賀消防組合本部	Tel 61・0119
■岩出保健所	Tel 63・0100

編集後記

広報広聴課に配属されて、はや2年
が過ぎようとしています。この仕事を
していつも感じることは、特集・まち
の話題等の記事を作成する上で、自分
だけで出来る事は微々たるものだとい
うこと。そこで、人の力を借りなけれ
ばならない。現在、インターネット・
書籍等でかなりの情報収集はできます
が、それだけでは解決できないこと、
つまり皆様の「生の声」が最も大事で
す。結局は全部“人に会う”こと。やっ
ぱりダイレクトなコミュニケーション
が必要なのです。友達を沢山持つ、幅
広い業種の友人(知人)をどのくらい
持っているかで仕事の成否が分かれま
す。

今年一年、取材の際、数多くの出会
いがあり、たくさんの情報を頂きました。
これまでの出会いに感謝し、そして、
これからの出会いに期待しながら
様々な仕事にチャレンジしていきたい
と思っています。(by ハッシー)

※相談のページの「平日」とは、
祝日を除く月曜日～金曜日のこ
とです。
※特に書いていない限り、年末
年始(12月27日～1月4日)
は休みになります。



開館時間…打田・桃山図書館は午前9時30分～午後6時まで
粉河・那賀・貴志川図書館は午前9時30分～午後5時30分まで

文化財



わたしのまちの文化財

	打田図書館 (Tel. 78・2010)	粉河図書館 (Tel. 73・3312)	那賀図書館 (Tel. 75・3111)	桃山図書館 (Tel. 66・9678)	貴志川図書館 (Tel. 64・4614)
12月					
1(月)	☹	☹	☹	☹	☹
2(火)	☺	☹	☹	☹	☹
3(水)	☺	☺	☺	☺	☹
4(木)	☺	☺	☺	☺	☹
5(金)	☺	☺	☺	☺	☹
6(土)	☺	☺	☺	☺	☹
7(日)	☺	☺	☺	☺	☹
8(月)	☹	☹	☹	☹	☹
9(火)	☺	☹	☹	☹	☹
10(水)	☺	☺	☺	☺	☺
11(木)	☺	☺	☺	☺	☺
12(金)	☺	☺	☺	☺	☺
13(土)	☺	☺	☺	☺	☺
14(日)	☺	☺	☺	☺	☺
15(月)	☹	☹	☹	☹	☹
16(火)	☺	☹	☹	☹	☹
17(水)	☺	☺	☺	☺	☺
18(木)	☺	☺	☺	☺	☺
19(金)	☺	☺	☺	☺	☺
20(土)	☺	☺	☺	☺	☺
21(日)	☺	☺	☺	☺	☺
22(月)	☹	☹	☹	☹	☹
23(火)	☺	☹	☹	☹	☹
24(水)	☺	☺	☺	☺	☺
25(木)	☺	☺	☺	☺	☺
26(金)	☺	☺	☺	☺	☺
27(土)	☺	☺	☺	☺	☺

■打田図書館DVD上映会
とき 12月7日(日)
PM1:00～『まめうしくん』『たまごにいちゃん』(原作:あきやまただし)
PM2:00～『ムーミン谷の彗星』
■講談社『本とあそぼう!全国訪問おはなし隊』
とき 12月20日(土) PM2:30～PM3:35
ところ 打田生涯学習センター屋外東側デッキ及びおはなしのへや



■西国三十三所 観音巡礼の本
白木利幸 監修
学研/打田・粉河
今なお人々の篤い信仰を集める西国札所寺院を、豊富な写真をまじえて徹底紹介。西国三十三所結縁御開帳公式ガイド。

□平成22年5月末まで、西国霊場各寺院においてご本尊を順次開帳しています。この機会に、巡礼の旅はいかがでしょう。



■西国三十三カ所ウォーキング
JTBパブリッシング/那賀
西国三十三カ所の参詣、拝観を兼ねて歩けるコース31を紹介。西国霊場巡りだけでなく同時に周囲の見どころなどの散策が楽しめるコースガイド。

■新しくいった本 図書名/著者名/出版社名/所蔵図書館名
ガリレオの苦悩/東野圭吾/文藝春秋/打田・貴志川・那賀・桃山
たまのスーパー駅長だより/坂田智昭 写真/ホーム社/打田・貴志川
家庭力/陰山英夫/主婦と生活社/那賀
お金の教養/泉正人/大和書房/粉河
直江兼続の生涯//新人物往来社/打田・桃山

■読み聞かせの予定
打田図書館 12月14日(日)AM10:30～ おはなしのくに(こども向け)
12月19日(金)AM9:45～ おはなしのくに(赤ちゃん向け)
粉河図書館 12月20日(土)PM1:30～ よみきかせのかい
那賀図書館 12月27日(土)AM10:00～ おはなしれっしゃ
桃山図書館 12月17日(水)PM2:00～ 赤ちゃんみらい号
12月20日(土)PM2:00～ こどもみらい号
貴志川図書館 1月11日(日)AM10:00～ おはなしのへや

12月28日(日)から
1月6日(火)まで
(打田図書館は1月5日(月)まで)
休館します

☺=開館 ☹=休館



天下に聞こえた女流文学者

わたしのまちの文化財その⑮ 森田無絃と安楽川塾

森田無絃(もりたむげん)女史は、江戸末期から幕末まで勤王派(天皇派)の大儒者として活躍した森田節斎の妻です。節斎は、佐幕派(幕府派)に追われ最後の隠棲地、荒見の北家の別邸、愚中庵で生涯を終えました。夫の没後7年を経て、明治8年、無絃は息子司馬太郎が安楽川村市場小学校に訓導(先生)として着任するのを機に市場の竹中作膳邸に仮住まい

し、ここで私塾(安楽川塾)を13年間営みました。無絃は、広島藩士小倉氏の娘で学才があり、名は琴といいました。幼少の頃、痲瘡(ぼろ)にかかり、容姿は優れなかったといわれていますが、女流文学者として国内第一と称せられました。塾生の数は約20人で安楽川はもとより、調月・丸栖・貴志・龍門・荒見・遠方・

田中など近在の村々の若者が入門したそうです。かつての地主であった名望家、素封家の子弟で、やがて村政の要職を担う人びとでありました。月謝はたった二銭、授業は、史記・左氏伝・十八史略・日本外史・文章軌範・四書・五経などで入手可能な白文(句読点を打っていない本文だけの漢文)の書物を用いました。無絃はこれらを

すべて暗記していて塾生たちを驚かせたといわれています。無絃の暮らしぶりは至って質素で食事は粥食、菜食が中心でした。授業の時も炊事や裁縫などしながらも、塾生の読み遣えは聞きのがさず、そのたびに家事の手を休めては傍らに呼んで訂正したといわれています。半分は主婦、半分は塾の先生といった様子だったそうです。普段、無絃は、書を好みませんでした。生涯を通じて得意の漢詩を多く作りました。「遊戯人間 七十余年 大夢一覚 今日帰天」を辞世の詩とし、明治29年に東京で没しました。享年71歳。荒見北家の墓域に夫節斎・息子司馬太郎と並んで静かに永遠の眠りについています。昭和12年に開塾60周年記念として、森田無絃女史頌徳碑が、かつての安楽川の門人たちによって建立され、今も市場の神明社に立っています。

わが家の味



辻田 心ちゃん（4歳）がお母さんと一緒に作る「こねこねパン」。市販のパンミックスで作った生地チーズやソーセージをくるんで作ります。

辻田美穂さん（34歳）は、自身の親が共働きだったため、子どものころ、お母さんと一緒に料理をしたという記憶がありません。「料理はあまり好きじゃない」という美穂さん。忙しくても、心ちゃんと一緒に作ることは時間を惜しみません。「やさしい人に育ってほしい」2人で作るおやつや料理には、そんな思いが込められています。